

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度税制改正の概要 － ポストコロナに向けた経済構造の転換に向けて －
著者 / 所属	皆川 純子 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	19-33
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和3年度税制改正の概要

— ポストコロナに向けた経済構造の転換に向けて —

皆川 純子

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正の概要
 - (1) 産業競争力強化に係る措置
 - (2) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制
 - (3) 国際金融都市の実現に向けた税制上の措置
 - (4) 住宅ローン控除、エコカー減税
 - (5) 納税環境のデジタル化
 - (6) その他
3. 今後の課題
 - (1) 納税環境のデジタル化に向けた課題
 - (2) 国際金融都市の実現に向けた税制上の課題
4. おわりに

1. はじめに

令和2年9月16日に発足した菅内閣は、新型コロナウイルス感染症対策と同感染症等の影響により戦後最大の落ち込み¹を見せた経済の回復の両立を目指すとともに、デジタル化等の新たな目標に集中的に取り組む姿勢を示した。菅内閣における初の税制改正となる令和3年度税制改正について、令和2年12月10日に自由民主党、公明党により「令和3年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」という。）が取りまとめられ、その内容を受けた「令和3年度税制改正の大綱」（以下「政府大綱」という。）が12月21日に閣議決定された。令和3年度税制改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた経済の再生と同時に、

¹ 令和2年4－6月期の実質GDP（令和2年7－9月期四半期別GDP速報・2次速報値）は年率換算▲29.2%と戦後最大の落ち込みであった。

デジタル社会、グリーン社会の実現など、菅内閣が強く推進する政策を踏まえた新たな産業構造への転換を目指そうとする内容となっている。

以下、与党大綱及び政府大綱に基づき、令和3年度税制改正の概要と今後の課題について整理する。

2. 改正の概要

(1) 産業競争力強化に係る措置

ア デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制

近年、あらゆる産業において、データやデジタル技術を用いて、顧客視点で新たな価値を創出するための経営改革が求められている²。政府は、デジタル経営改革のための評価指標の策定など、デジタルトランスフォーメーション³（以下「DX」という。）を推進する施策を進めてきた。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワーク等の「新しい生活様式」を実践するために、社会全体がデジタル化への転換を求められる中、DXはより一層注目を集めるようになった。政府は、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、感染症等によるリスクを最小化しつつ、一方で生産性の向上を図り、人と人との豊かなつながりを維持する「新しい日常」を実現させていく上で、DXが大きな鍵となるとして、社会全体におけるDXの推進を引き続き課題としている。

しかし、我が国の企業において、DXが進まない要因として、既存システムが老朽化・複雑化・ブラックボックス化する中では、新しいデジタル技術を導入したとしても、データの利活用・連携が限定的であるため、その効果も限定的となること、ある程度のIT投資が行われても、実際のビジネス変革には繋がらない事例が多いことなどの問題点が指摘されている⁴。

令和3年度税制改正では、企業ごとのレガシーシステムからの脱却を図り、クラウド化等の「つながる」デジタル環境の構築による企業のDXを推進する観点から、一定のソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却を認める新たな税制措置を創設することとしている。同措置は、令和4年度末までの2年間の時限措置としている。

具体的には、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の改正⁵を前提に、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除（3%、グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%）又は特別償却（30%）

² 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部官民データ活用推進戦略会議「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和.6.7）29頁

³ デジタルトランスフォーメーションとは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを指すものである。（経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver.1.0」（平成30年12月）2頁）

⁴ デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会（経済産業省）「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」（平30.9.7）3、4頁

⁵ 第204回国会（常会）に改正法案が提出される予定である。

ができる措置を創設することとしている。本措置の適用を受けるために、事業者は、「デジタル（D）要件」（クラウド技術の活用等）及び「企業変革（X）要件」（全社の意思決定等）を満たす必要がある。また、本措置の対象には、従来型のソフトウェアだけでなく、クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用等も含まれる。投資額上限は300億円としている。

図表1 DX投資促進税制の概要

認定要件	デジタル (D) 要件	① データ連携・共有 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する 「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)	税制措置の内容	対象設備	税額控除	or	特別償却
	企業変革 (X) 要件	① 全社の意思決定 に基づくものであること (取締役会等の決議文書添付等) ② 一定以上の生産性向上 などが見込まれること等		・ソフトウェア ・繰延資産*1 ・器具備品*2 ・機械装置*2	3%		30%
				*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合 ※ 投資額下限：売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資は300億円まで) ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで			

(出所) 経済産業省資料より作成

イ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

令和2年10月26日、菅総理は、総理就任後初となる所信表明演説において、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。日本の同宣言の前に、既に120か国以上が2050年カーボンニュートラルへの賛同を示しており、日本も足並みをそろえることとなった。

また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発を行う企業に対する継続的な支援を行うため基金創設(2兆円)が盛り込まれ、令和2年度第3次補正予算に計上された。菅総理は、政府が「民間投資を後押しし、240兆円の現預金の活用を促し、ひいては3,000兆円とも言われる世界中の環境関連の投資資金を我が国に呼び込み、雇用と成長を生み出す」と述べている⁶。

令和3年度税制改正においては、カーボンニュートラルに向けた民間投資を税制面でも後押しする観点から、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設することとしている。同措置は、令和5年度末までの3年間の時限措置としている。

具体的には、産業競争力強化法⁷に定める事業適応計画(仮称)(温室効果ガス排出削減条件変化対応事業適応に関するものに限る。)に従って導入される、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備又は②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備について、税額控除(5%、温室効果ガスの削減に著しく資するものは10%)又は特別

⁶ 首相官邸「菅内閣総理大臣記者会見」(令2.12.4)

⁷ 前掲脚注5

償却（50%）ができる措置を創設することとしている。

図表2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の概要

	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	<p>○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ> 化合物パワー半導体、燃料電池</p>	<p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。 導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%</p> <p><計画イメージ></p> <div style="text-align: center;"> <p>【外部電力から調達】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部再エネへ切替え</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規導入</div> </div> <p>↓</p> <p>【生産工程】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生産ライン① 生産設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生産ライン② 生産設備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生産ライン③ 生産設備刷新</div> </div> </div>

（出所）経済産業省資料より作成

ウ 繰越欠損金の控除上限の特例

繰越欠損金の控除とは、各事業年度の法人税負担の平準化を図ることを目的に、ある事業年度に発生した欠損金額を繰り越して、翌期以降の所得から控除する制度である。現行制度では、繰越期間は10年、繰越控除上限は控除前の所得金額の50%まで⁸とされている。なお、中小法人等については、繰越控除上限はなく、所得の全額まで控除が可能である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、企業の業績にも多大な影響を与え、赤字となる企業が増加している。また、企業の設備投資は、令和2年4－6月期、7－9月期の2期連続のマイナス⁹となっており、将来に向けた企業の投資を後押しする必要性が指摘¹⁰されていた。

令和3年度税制改正においては、赤字であっても、事業再構築・再編等に向けた投資を行う企業の繰越欠損金¹¹について、最大5年間、繰越控除上限を最大100%とする特例を創設することとしている。本特例の対象となる投資は、産業競争力強化法¹²に定める事業適応計画（仮称）に基づき行われる投資となる。本特例の適用を受けるために、事業者は、計画期間内に達成を見込む業績目標を定めること等の要件を満たす必要がある。

⁸ 平成27年度税制改正及び平成28年度税制改正で行われた「成長志向の法人税改革」により、課税ベースを拡大する方策の一つとして、繰越控除上限が所得金額の80%から50%（平成30年4月1日以後に開始する事業年度に適用）まで段階的に引き下げられてきた。

⁹ 「四半期別法人企業統計調査（令和2年7～9月期）結果の概要」（令2.12.1付け財務省報道発表資料）〈<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/2020.7-9.pdf>〉。以下、本稿におけるURLの最終アクセス日は令和3年1月15日。

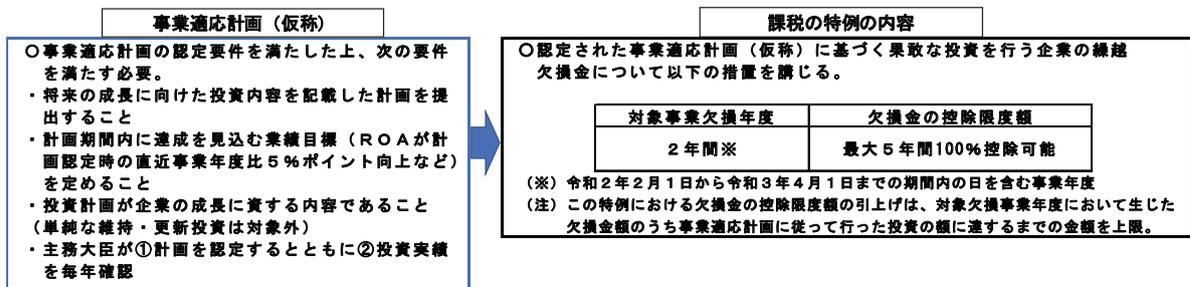
¹⁰ 経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係税制改正について」（令2.12.21）11頁

¹¹ 本特例の対象となる欠損金は、令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度に生じた欠損金となる。

¹² 前掲脚注5

本特例における欠損金の控除限度額の引上げについては、繰越欠損金額が繰越控除前の所得金額の50%を超えた部分につき、事業適応計画（仮称）に従って行った投資額の範囲内で最大100%まで追加控除できることとしている。

図表3 繰越欠損金の控除上限の特例の概要



（出所）財務省資料より作成

エ 研究開発税制の見直し

政府は、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とする目標¹³を掲げるなど、これまでも税制面の対応を含め、研究開発投資の促進に取り組んできたが、令和元年度の研究開発投資総額は対GDP比3.5%¹⁴に止まっている。こうした中、新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けている企業に対し、研究開発投資を増加させるインセンティブをいかに強化させていくかが課題となっていた。

現行の研究開発税制は、総額型とオープンイノベーション型の2種類がある。総額型は、法人税額から、試験研究費の額に試験研究費の増減率に応じた税額控除率（6%～14%）を乗じた金額を控除する仕組みとなっている。一方、オープンイノベーション型は、法人税額から、特別試験研究費¹⁵の額に特別試験研究の内容に応じた税額控除率を乗じた金額を控除する仕組みとなっている。

令和3年度税制改正においては、研究開発投資を強化するとともに、企業のビジネスモデル変革を推進するためのDXを促していく観点から、研究開発税制について、以下の見直しを行うこととしている。

まず、総額型の見直しである（図表4）。コロナ禍により、売上が減少している中でも、研究開発投資を増加させる企業について、税額控除の上限を法人税額の30%（現行：25%¹⁶）まで引き上げることとしている。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化するために、控除率カーブを見直すとともに、税額控除率の下限を2%（現行：6%）に引き下げることとしている。

次に、試験研究費の定義の見直しである。現状では、販売目的のソフトウェアの製作

¹³ 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）

¹⁴ 総務省「2020年（令和2年）科学技術研究調査 結果の概要」（令2.12.15）2頁

¹⁵ 特別試験研究費は、特別研究機関等、大学等、その他の者（民間企業等）と共同で行う試験研究に要する費用、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用等を指すものである。

¹⁶ 平成27年度税制改正により、「成長志向の法人税改革」における課税ベースを拡大する方策の一つとして、研究開発税制（総額型）の控除上限が法人税額の30%から25%に引き下げられた。

費については、税務上、損金として扱われ、試験研究費として研究開発税制の対象となる。しかし、クラウド環境でサービスを提供するソフトウェアなど、自社利用ソフトウェアの製作費については、一定の場合を除き、税務上、資産として扱われ、試験研究費に該当しない¹⁷。そこで、クラウド技術等を活用した企業のDXを促進する観点から、ソフトウェア分野における研究開発を支援するため、自社利用ソフトウェアの製作費を試験研究費に含め、研究開発税制の対象に加えることとしている。

また、オープンイノベーション型について、産学官連携の更なる活性化を図るため、その対象範囲の追加を行うなどの見直しを行うこととしている。

図表4 研究開発税制の見直し（総額型）

《現行》		《改正案》	
税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※	税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算※
控除 上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※	控除 上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ(増加率9.4%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合：5%上乗せ※

※ 令和2年度末までの時限措置
控除率については、大法人：10%超、中小法人：12%超の部分

※ 令和4年度末までの時限措置
控除率については、大法人：10%超、中小法人：12%超の部分

(出所) 財務省資料より作成

(2) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

中小企業の統合・再編に用いられるM&Aについては、これまでも生産性を向上する手段として利用されるほか、経営者の高齢化を背景に、事業者の第三者承継を進める手段としても利用されてきた。新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、令和2年の廃業件数は過去最多となる見通し¹⁸であり、地域経済・雇用を担う中小企業の経営資源の散逸を防ぎ、集約化等(統合・再編等)を後押しすることが求められている。一方で、その課題として、簿外債務、偶発債務や、将来の業績悪化による減損といったリスクがあることが指摘されていた¹⁹。

令和3年度税制改正においては、M&Aを実施する中小企業の投資リスク(簿外債務、偶発債務等)に備える観点から、準備金制度を創設することとしている。具体的には、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の改正²⁰を前提に、同法に基づき、経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたもの)の認定²¹を受けた中小企業が、当

¹⁷ 自社利用ソフトウェアの製作費については、当該ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が明らかでないと認められない限り、資産として扱われ、費用にはならず、試験研究費に該当しない(法人税法基本通達7-3-15の3)。

¹⁸ 前掲脚注10 28頁

¹⁹ 中小企業庁「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会(第1回)事務局説明資料」(令2.11.11)58頁

²⁰ 第204回国会(常会)に改正法案が提出される予定である。

²¹ 同計画の認定期限は、令和6年3月末としている。

該計画に従って株式譲渡²²によるM&Aを実施する場合、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金（以下「準備金」という。）として積み立てたときは、その積立金額を損金に算入できることとしている。準備金は、据置期間を5年間とし、期間中に簿外債務、偶発債務等のリスクが顕在化した場合には、準備金の一部を取り崩して益金に算入することとしている。また、準備金は、据置期間終了後、原則として5年間で均等額を取り崩して益金に算入することとしている。

あわせて、上記の計画の認定を受けた中小企業は、中小企業経営強化税制の新たな類型（経営資源集約化設備²³）が適用され、税額控除又は特別償却を受けることを可能とするなどの措置を講じることとしている。

（3）国際金融都市の実現に向けた税制上の措置

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。）等において、世界・アジアの国際金融ハブを目指す方針を重要政策として掲げている。また、令和2年8月に策定された「令和2事務年度金融行政方針」において、我が国が国際金融機能の確立を目指していくことは、「雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資するのみならず、国際的にも、リスク分散を通し、アジアひいては世界の金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高めることにつながる」としている。

しかし、これまで我が国が国際金融都市としての機能を確立するための弱みとして、英語による行政対応の不十分さ等に加えて、他の国際金融都市と比較した税金の高さが課題として指摘²⁴されていた。

令和3年度税制改正においては、我が国の国際金融都市としての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、以下の措置を講ずることとしている。

ア 法人課税

役員の業績連動給与について、現行制度においては、支給の適正性を確保するため、その算定方法を有価証券報告書等により開示するなどの一定の要件を満たさなければ、法人税の計算上、損金算入が認められない。

令和3年度税制改正においては、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与について、その算定方法等が記載された事業報告書を金融庁のホームページに公表すること等を要件として、損金算入を可能とすることとしている²⁵。

イ 資産課税

日本で就労する外国人の相続税及び贈与税の納税義務については、高度外国人材等の受入れと長期滞在を更に促進する観点から、これまでも見直しが行われてきた²⁶。しか

²² 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置することとしている（前掲脚注10 27頁）。

²³ 修正ROA（総資産利益率）又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備を指す。令和3年度税制改正において、中小企業経営強化税制に、新たな類型として追加することとしている。

²⁴ 金融庁「令和3年度税制改正要望項目」（令2.9）3頁

²⁵ 本措置は、令和3年4月から令和8年3月末までの間に開始する各事業年度に適用することとしている。

²⁶ 平成29年度税制改正においては、一時的に日本に滞在している外国人同士の相続・贈与については、国内財産のみに課税することとされた。また、平成30年度税制改正においては、外国人が出国後に行った相続・

し、日本に10年超滞在している外国人が日本滞在中に相続・贈与を行う場合には、当該外国人の国内財産・国外財産いずれも課税することとされており、それが、外国人材の日本での就労を阻む一因となっているとの指摘²⁷があった。

令和3年度税制改正においては、就労等のために日本に居住する外国人²⁸に係る相続・贈与については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が取得する国外財産を課税対象としないこととしている。

図表5 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

	日本滞在中に死亡した外国人 (被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住 (例：本国に住む家族)	相続人が日本に居住 (相続開始前15年中10年以下)
現行	10年以下	日本国内の財産にのみ課税	
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税	
見直し案	入管法別表第一の在留資格で居住 (居住期間を問わない)	日本国内の財産にのみ課税 (国外財産に課税しない)	

(注1) 出入国管理法別表第一：高度専門職、経営・管理、研究など、日本で就労等する際に付与（永住者等は含まない）。

(注2) 国内に住所（生活の本拠）がある者が相続人となる場合には、その国籍を問わず、国内外の財産が相続税の課税対象となるが、外国人については、日本に短期間滞在する者が相続人となる場合、原則として国外財産には課税しないとの配慮を講じている。

(出所) 財務省資料より作成

その他、国際課税について、令和3年度税制改正においては、リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行うこととしている²⁹。

(4) 住宅ローン控除、エコカー減税

ア 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除とは、個人が住宅ローンを利用して住宅の取得等をした場合に、年末のローン残高（上限4,000万円（一般住宅の場合））の1%を所得税から10年間控除するものである³⁰。同控除の適用には所得要件が設けられており、合計所得金額が3,000万円以下である者に限り同控除を受けることができる。また、床面積要件は50㎡以上とされている。

令和元年度税制改正により、消費税率10%への引上げに伴う反動減対策として、消費税率10%が適用される住宅を取得等して、令和元年10月から令和2年末までの間に入居した場合に、控除期間を13年間に延長する特例³¹（本項で以下「特例」という。）が設

贈与については、原則として国外財産には課税しないこととされた。

²⁷ 『日本経済新聞』（令2.10.14）

²⁸ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の在留資格の者。

²⁹ なお、与党大綱によれば、国際金融都市の実現に向けた税制上の措置として、個人所得課税について、ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンドからその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配（キャリート・インタレスト）が株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化を行うこととしている。本措置は、法改正を伴うものではない。

³⁰ 控除しきれない場合は、一部を翌年の個人住民税額から控除（最高限度額13.65万円）。

³¹ 特例を利用する場合、当初10年間は、年末のローン残高の1%が控除され、適用年の11年目から13年目までの各年においては、①建物購入価格の2/3%又は、②ローン年末残高の1%のいずれか少ない方が控除される。

けられた。また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同月20日変更の閣議決定）における税制上の措置により、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年末までに入居できなかった場合においても、一定の要件を満たした場合に特例を利用できるなどの措置が講じられた。

令和3年度税制改正においては、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷が続く住宅投資を喚起するため、特例を延長することとし、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を特例の対象とする措置を講ずることとしている。本措置の適用には、新型コロナウイルス感染症の影響による入居遅延の有無を問わないこととしている。さらに、経済対策等の観点から、床面積要件について、本措置による延長分においては、合計所得金額1,000万円以下の者についてのみ、40㎡以上に緩和することとしている。

なお、会計検査院の平成30年度決算検査報告において、住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除の控除率である1%を下回り³²、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る事例が多いとの指摘がなされた。与党大綱においては、当該指摘を踏まえて、「住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直す」としている。

図表6 住宅ローン控除の見直しの概要

	主な要件
住宅ローン控除 ※控除期間10年間 <small>※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置</small>	<ul style="list-style-type: none"> 入居：平成26年4月から令和3年末まで 面積要件：50㎡以上
消費税率10%引上げに伴う反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間	<ul style="list-style-type: none"> 入居：令和元年10月から令和2年末まで 面積要件：50㎡以上
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における措置 <small>※コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化（控除期間13年間の特例が適用される場合）</small>	<ul style="list-style-type: none"> 契約：令和2年9月末まで* *建売などは令和2年11月末まで 入居：令和3年末まで 面積要件：50㎡以上
【改正案】 経済対策として 控除期間13年間の措置を延長	<ul style="list-style-type: none"> 契約：令和2年10月から令和3年9月末まで* *建売などは令和2年12月から令和3年11月末まで 入居：令和4年末まで 面積要件：40㎡以上（※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下）

（出所）財務省資料より作成

イ エコカー減税の見直し

自動車重量税におけるエコカー減税は、令和元年度税制改正により、軽減割合等が見直されるとともに、その適用期限が令和3年4月末まで延長された。今回が適用期限の延長等の見直しの時期に当たる。

自動車業界は、CASE³³という言葉に代表される大きな変革期を迎えている。例え

³² 住宅ローン控除の控除率1%は昭和61年から導入された。同年3月時点の旧住宅金融公庫の融資基準金利は5.25%であった（会計検査院「平成30年度決算検査報告の概要」（令検.11.8）385頁）。

³³ 「ツナガル（Connectivity）」、「自動化（Autonomous）」、「利活用（Shared & Service）」、「電動化（Electric）」を意味する。

ば、電動化（Electric）の側面では、地球温暖化の防止に向け、ガソリン車から電気自動車などへの転換を目指す動きが世界で急速に広がっている³⁴。日本においても、政府は、遅くとも 2030 年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車 100%を目指す方針³⁵を掲げている。一方で、与党大綱においては、このような変化に対応した、車体課税の抜本的な見直しについて、その必要性を指摘しつつも、「わが国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない」とし、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」とした。

令和 3 年度税制改正においては、自動車ユーザーの負担に配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を図る観点から、自動車重量税のエコカー減税について、現行の 2020（令和 2）年度燃費基準から切り替えられた、新しい 2030 年（令和 12）年度燃費基準の下での区分の見直しを行うとともに、その適用期限を令和 5 年 4 月末まで延長することとしている。今回の見直しに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により自動車産業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、減税対象割合が現行水準と同じ約 7 割³⁶となることとしている。

図表 7 自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）

【現 行】		【改正案】	
令和元年 5 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日		令和 3 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日	
電気自動車等（※ 1）	2 回免税	電気自動車等（※ 2）	2 回免税
〔ガソリン車・LPG車〕		〔ガソリン車・LPG車〕	
2020年度基準+90%達成～	2 回免税	2030年度基準120%達成～	2 回免税
2020年度基準+40%達成～	免税	2030年度基準90%達成～	免税
2020年度基準+20%達成～	▲50%軽減	2030年度基準75%達成～	▲50%軽減
2020年度基準達成～	▲25%軽減	2030年度基準60%達成～	▲25%軽減

※ 1 電気自動車等：EV、PHV、燃料電池車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車。

（注）減免対象は、2020年度燃費基準達成車に限る。

※ 2 電気自動車等：EV、PHV、燃料電池車、天然ガス自動車。
（クリーンディーゼル車については、令和 3 年 5 月～令和 4 年 4 月は、2020年度燃費基準達成、未達成に関わらず免税、令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月は、2020年度燃費基準達成で免税、未達成で当分の間税率を適用。）

（出所）財務省資料、経済産業省資料より作成

なお、クリーンディーゼル車³⁷に係るエコカー減税については、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案し、令和 5 年度以降はガソリン車と同等に取り扱うこととしている。ただし、市場への影響を考慮し、令和 3 年度及び令和 4 年度においては激変緩和措置を講じることとしている。具体的には、初回車検時において、令和 3 年度には 2020 年度燃費基準達成、未達成に関わらず免税、令和 4 年度には 2020 年度燃費基準達

³⁴ 例えば、欧米では、ガソリン車とディーゼル車の新車について英国が 2030（令和 12）年までに、米カリフォルニア州も 2035（令和 17）年までに、それぞれ販売を禁止する。中国も 2035 年までにガソリン車を全廃する方針を打ち出している（『朝日新聞』（令 2. 12. 4））。

³⁵ 経済産業省「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」28 頁（令 2. 12. 25）

³⁶ 前掲脚注 10 19 頁

³⁷ 平成 31 年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る」とされていた。

成で免税、未達成で「当分の間税率」³⁸を適用することとしている。いずれの年度においても、2回目車検時の免税は廃止することとしている。

(5) 納税環境のデジタル化

ア 税務関係書類における押印義務の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、民間、行政を問わず、従来の書面、対面、押印を中心とした慣行を見直す機運が高まった。政府は、行政手続全般における押印義務を見直す方針³⁹を掲げている。

令和3年度税制改正においては、国税関係手続における押印義務を見直すこととし、税務関係書類への提出者等による押印の義務付けについて、原則として押印義務を廃止することとしている。ただし、実印による押印や印鑑証明書の添付が求められている担保提供関係書類や遺産分割協議書については、例外として、引き続き押印を義務付けることとしている。

イ 電子帳簿等保存制度の見直し

電子帳簿等保存制度には、改ざん防止等の観点から、保存方法等について一定の要件が設けられている一方で、その厳格な要件が事業者の利用拡大を阻害しているとの見方もある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、中小・小規模事業者が給付金や融資を申請する際、売上等の状況の記録が必要とされたが、帳簿の未整備により申請に手間取る事例が見られ、適切な記帳の必要性が改めて認識された。

令和3年度税制改正においては、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととし、令和4年1月以降適用することとしている。

具体的には、まず、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存について、事前の税務署長による承認制度を廃止する⁴⁰こととしている。また、電子帳簿について、現行の要件⁴¹を全て充足していない場合でも、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす帳簿については、電子データのまま保存することを可能とすることとしている。さらに、現行の要件を充足する優良な電子帳簿の普及を促進するため、優良な電子帳簿のみに所得税の青色申告特別控除65万円⁴²を認めるなどの措置を講ずることとしている。

次に、紙の領収書等をスキャナ画像として保存することができるスキャナ保存制度について、ペーパーレス化を促進する観点から、手続・要件の緩和を行うこととしている。具体的には、相互けん制（2人以上で作業）、定期検査（紙と原本の突合せ）等の適正事務処理要件を廃止するなどの見直しを行うこととしている。一方で、改ざん等の不正行

³⁸ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に定める特例税率。

³⁹ 骨太方針2020、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）

⁴⁰ 令和3年度税制改正において、スキャナ保存制度についても、同様に事前の承認制度を廃止することとしている。

⁴¹ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること等。

⁴² 所得税の青色申告特別控除額は55万円とされているところ、電子帳簿保存又はe-Taxによる電子申告を行っている場合には、65万円の青色申告特別控除を受けることができる。

為を抑止するための担保措置として、不正が把握されたときは、重加算税⁴³を10%加重することとしている。

(6) その他

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、適用の期限を、現行の令和3年3月末から令和5年3月末まで2年延長することとしている。具体的には、節税的な利用を防止する観点から、贈与者死亡時の残高について、受贈者である孫等に相続税が課税される場合、相続税額の2割加算を適用できることとするなどの見直しを行うこととしている。

この他、国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金に係る退職所得課税の適正化などを行うこととしている。

以上が、令和3年度税制改正の主な内容である。令和3年度税制改正（内国税関係）による増減収額は、初年度（令和3年度）380億円、平年度560億円の減収と見込まれている（図表8）。

図表8 令和3年度の税制改正（内国税関係による増減収見込額）

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税	▲ 80	10
(1) 住宅ローン控除の特例の延長等	▲ 90	0
(2) 企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 20	—
(3) 退職所得課税の適正化	30	10
2. 法人課税	▲ 130	▲ 80
(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設	▲ 110	▲ 70
(2) 研究開発税制の見直し	▲ 240	▲ 170
(3) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	740	520
(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設	▲ 390	▲ 370
(5) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設	▲ 100	▲ 10
(6) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の廃止	20	10
(7) 地域未来投資促進税制の見直し	20	20
(8) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し	90	30
(9) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設	▲ 160	▲ 40
3. 消費課税		
航空機燃料税の税率引下げ	▲ 300	▲ 300
4. 東日本大震災関連税制		
福島復興再生特別措置法に基づく税制措置の創設	▲ 50	▲ 10
合計	▲ 560	▲ 380

(出所)「令和3年度税制改正の大綱」(令和2年12月21日閣議決定)(政府大綱)より作成

3. 今後の課題

(1) 納税環境のデジタル化に向けた課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の接触回避が求められる中、テレワーク等が拡大する一方で、書面・対面・押印を中心とする慣行や行政・民間におけるオンラ

⁴³ 重加算税は、仮装・隠蔽があった場合に課される加算税であり、過少申告加算税・不納付加算税に代えて課される場合は35%、無申告加算税に代えて課される場合は40%が、修正申告又は更正により納付すべき税額に加算される。

イン手続の不具合など、我が国のデジタル化の遅れも浮き彫りとなった。このような状況の中、納税環境のデジタル化についても更なる促進が求められている。以下、納税環境のデジタル化に係る課題を整理する。

ア 電子申告

電子申告は、納税者の利便性の向上と同時に税務行政の効率化にとっても重要なものである。我が国において、電子申告は、平成16年のe-Tax（国税電子申告・納税システム）の運用開始により導入された。近年の動向として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告が義務化され、令和2年4月以降に開始する事業年度から適用されている。また、個人については、スマートフォン等による電子申告の実現（平成31年）等が行われてきた。

暗号資産取引やシェアリングエコノミーなど新たな経済取引の普及や個人の働き方の多様化等に伴い、確定申告が必要となる納税者数も増加しつつあるとの指摘⁴⁴もある。今後は、このような新たに申告が必要となる者を含む納税者が円滑かつ適正に申告できる環境を整備することが課題となる。電子申告については、例えば、令和3年1月より、マイナポータルを活用した確定申告の簡便化が始まり、住宅ローン関係、生命保険控除証明等のデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書への自動入力ができる仕組みが導入された。このような新たな取組が納税者の利便性の向上及び適正な申告の確保につながるか、今後も注視する必要がある。

イ 電子帳簿等保存制度

電子帳簿等保存制度は、平成10年の制度創設以降、これまで時代に合わせた見直しが行われてきた。令和3年度税制改正により、電子帳簿等保存制度の利用に係る各種要件を大幅に緩和することとしており、経理事務等のバックオフィスに人員を割けない中小企業においても利用がしやすくなると考えられる。

一方で、スキャナ保存制度における適正事務処理要件が緩和されることにより、電子データの改ざんが容易になるのではないかと懸念がある。スキャナ保存制度等において、不正が把握されたときは、重加算税を加重する措置がなされることとなっているものの、そのような措置で十分かどうか注視する必要がある。改ざん抑止措置として、税額ベースの重加算税ではなく、例えば、改ざんの多寡により制裁の重さを決定するよう、改ざんされた書類の件数等をベースに租税制裁を加えることの検討を指摘する意見⁴⁵もある。納税者の利便性の向上を図る一方で、適正な課税が阻害されることのないよう、今後も対応を検討していく必要がある。

ウ インボイスの電子化

企業の経理事務等の効率化の観点からは、今後、消費税のインボイスの電子化も重要な課題となる。令和5年10月に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることにより、買手側が帳簿

⁴⁴ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令元.9.26）20頁

⁴⁵ 税制調査会・納税環境整備に関する専門家会合（第4回）議事録（令2.11.10）16頁における佐藤英明慶應義塾大学大学院法務研究科教授の発言。

の保存に加えて適格請求書⁴⁶を保存することが仕入税額控除の要件となり、売手側にも適格請求書の写しの保存が義務付けられることとなる⁴⁷。適格請求書の提供は、電磁的記録でも可能とされている。

インボイス制度導入後、買手側・売手側双方に適格請求書（売手側は写し）の保存が義務付けられるため、消費税に係る書類の保存量は増えることが予想される。これらを紙で保存した場合に、紙を中心とした業務からの脱却という現在の流れに逆らうこととなる。現状、事業者間の請求等に関連するプロセスのデジタル化は十分でないとしており⁴⁸、インボイス制度導入に向け、デジタル化を更に促進していくことが求められる。

（２）国際金融都市の実現に向けた税制上の課題

今回の改正は、我が国の国際金融都市としての地位の確立に向けて、海外の金融事業者・高度金融人材が日本に参入する上でのボトルネックを除去する狙いがある。しかし、例えば、外国人に係る相続税等の納税義務の見直しについて、就労等のために日本に居住する外国人⁴⁹を広く対象としているなど、必ずしも海外の金融事業者・高度金融人材のみに的を絞った措置ではない。税の公平・中立・簡素の３原則に照らして、本来、特定の業種・人材に的を絞った対応を税制で行うことは困難である中、考案された措置であることがうかがえる。

また、今回の改正に係るいずれの措置も、かねてから指摘されていた、他の国際金融都市と比較した税金の高さ、すなわち税率そのものに見直しを加えるものではない。したがって、税金の高さへの対応が引き続き課題となる。

図表 9 アジアの国際金融都市における税率の比較

	東京	香港	シンガポール	上海
所得税 (給与所得)	最高税率 45%	最高税率 17%	最高税率 22%	最高税率 45%
法人税 (基本税率)	23.2%	16.5%	17%	25%
相続税	最高税率 55%	非課税	非課税	(※)

※税目としてはあるが、実務上は徴税されていない。

(出所) 財務省資料、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）資料等より作成

アジアの国際金融都市における税率を比較すると（図表 9）⁵⁰、日本の税率は、特に、香

⁴⁶ 適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する請求書等であり、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段となる。

⁴⁷ 現行の区分記載請求書等保存方式において、売手側が請求書の控えを保存することは特段求められていない。

⁴⁸ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）81 頁

⁴⁹ 前掲脚注 28

⁵⁰ 英国シンクタンクの Z/Yen グループが 2020（令和 2）年 9 月に公表した国際金融センター指数では、3 位上海、4 位東京、5 位香港、6 位シンガポールとなっている。前回の同年 3 月の同指数は、3 位東京、4 位上海、5 位シンガポール、6 位香港であった（2020 年 3 月、9 月ともに 1 位ニューヨーク、2 位ロンドン）。

港、シンガポールと比較して高くなっている。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が経済に深刻な影響をもたらす中、我が国の税収は減少する⁵¹一方、国債の発行額は増加している⁵²状況にある。このような状況の中で、税率そのものを一律に引き下げるということは容易ではないかもしれない。

そこで、特区を設けて税率を限定的に引き下げるという考え方もある。しかし、現在の国家戦略特区制度の下では、法令を改正せずに自由に税率を変更できるような仕組みはない⁵³。また、新たに税率を自由に定められるような特区制度を設けることについて、麻生金融担当大臣は、規制などの特例措置に関する提案は、地方公共団体から受けた上で適用されるものであり、地方公共団体から希望が出てこないことには対処できない旨答弁している⁵⁴。新たな特区制度を設ける方が、全国一律で税率を引き下げるよりもインパクトのある減税が行える可能性もある。ただし、特定の地域のみ税制上の優遇を与えることが、国民の理解を得られるかという点につき、考慮する必要がある。

今後の方向性としては、税率の引下げのみにこだわるよりも、小さな点であっても、海外からの進出を希望する事業者等のニーズもくみ取りながら、税制上でボトルネックとなっている点を取り除く努力を続けていくべきである。今回の措置から明らかのように、海外の金融事業者・高度金融人材のみに的を絞った措置を行うことは考えづらい。今後の措置を検討していく際にも、狙いとは別に税制上のメリットを受ける対象が出てくることを十分に認識することが求められる。

4. おわりに

令和3年度税制改正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済の再生、ポストコロナも見据えた経済構造の転換を推進する措置を講じることとしている。デジタル化、国際化など、感染症等のリスクにも耐え得る、時代の変化に対応した税制を構築していくことは、喫緊の課題である。一方、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せない。令和3年1月7日には、1都3県を対象に緊急事態宣言が発出され、同月13日には対象に2府5県が追加された。今後は、新型コロナウイルス感染症対策のために膨らんだ国債の償還財源についても、税制がどのような役割を果たすべきか、本格的な議論がなされることを期待したい。

(みながわ じゅんこ)

⁵¹ 令和2年度の一般会計税収は、当初予算で63.5兆円が計上されていたものの、令和2年度第3次補正予算案（令和2年12月15日閣議決定）において、8.4兆円の減額補正をすることとしている。また、令和3年度予算政府案（令和2年12月21日閣議決定）によると、同年度の一般会計税収には、57.4兆円が計上されている。

⁵² 令和2年度の新規国債発行予定額は、令和2年度第3次補正後予算において、112.6兆円となる見込みであり、初めて100兆円を超えることとなる。

⁵³ 第203回国会参議院財政金融委員会会議録第2号16頁（令2.11.19）

⁵⁴ 第203回国会参議院財政金融委員会会議録第4号（令2.12.1）